⑻　株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
その他（　　名）		%
計　　名		100.00%

⑼　外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監査の内容

（注意事項）

1　業務の状況

⑵　行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「私募」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載し、同条第９項に規定する適格機関投資家等特例業務のうち投資家の保護を図ることが特に必要なものとして令第17条の13の２に規定する業務を行う場合はその旨を、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑶　当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

⑷　説明書類に記載する事項

法第63条の４第３項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第二十一号の三に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

⑸　株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、適格機関投資家等特例業務に関連しない決議事項にあっては、記載を要しない。

⑹　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（適格機関投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

②　役員の状況

当期末現在における役員の状況について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第７項第１号ニに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③　国内における代表者又は国内における代理人の状況

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第７項第２号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

⑺　主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下⑺において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑻　株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議決権の割合を、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。

⑼　外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年１回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

⑽　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の私募の状況

区分	ファンド数		契約額	
		うち出資者が適格機関投資家のみ		うち出資者が適格機関投資家のみ
法第２条第２項第５号に係るもの			百万円	百万円
法第２条第２項第６号に係るもの				
合計				

⑾　法第63条第１項第２号に掲げる行為に係る業務の状況

①　内部管理の状況

（注意事項）

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

②　設定及び償還の状況

前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

（注意事項）

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

③　自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額		
	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%